

南島原市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地域脱炭素への移行及び再生可能エネルギーの導入推進を図るため、自家消費型太陽光発電設備又は蓄電池(自家消費型太陽光発電設備に附帯するものに限る。)(以下「補助対象設備」という。)を設置する者に対し、予算の範囲内において、南島原市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱(令和4年3月30日付け環政計発第2203301号)(以下「国交付要綱」という。)、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和4年3月30日付け環政計発第2203303号)(以下「国実施要領」という。)及び南島原市補助金等交付規則(平成18年南島原市規則第35号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、国交付要綱及び国実施要領において使用する用語の例による。

(補助金の種類等)

第3条 補助対象者、補助対象事業、補助金額及びその他交付要件は、別表に定めるとおりとする。ただし、補助金の交付を受けようとする者に市税の滞納がある場合は、補助金の交付の対象としない。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付申請をしようとする者は、南島原市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて当該年度の10月末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 本人確認書類として、次のいずれかの書類

ア 運転免許証の写し、住民票の写し等(個人の場合)

イ 登記事項証明書の写し(法人の場合)

- ウ 営業許可証、開業届出書、確定申告書の写し等（個人事業主の場合）
- (2) 補助対象設備により発電する電力の消費量計画書（様式第2号）
 - (3) 補助対象事業費内訳書（様式第3号）
 - (4) 誓約書（様式第4号）
 - (5) 見積書（補助対象事業費の内訳が確認できるもの）
 - (6) 補助対象設備の仕様及び配置が確認できる書類
 - (7) 補助対象設備の施工前の状況を記録した写真
 - (8) 委任状（代理人が申請する場合）
 - (9) 市税の未納がない証明書（当該申請の日前3月以内に発行されたものに限る。）
 - (10) その他市長が必要と認める書類
- （変更、中止及び取下げの承認申請）

第5条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業の変更、中止又は取下げをしようとする場合は、南島原市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金（変更・中止・取下げ）承認申請書（様式第5号）に、当該変更、中止又は取下げの内容を証する書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 交付決定者が、補助対象事業を中止又は取下げをしようとするときは、規則第7条に規定する交付決定通知書を受領した日から30日を経過する日までに、前項の申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定に基づく承認をしたときは、南島原市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金（変更・中止・取下げ）決定通知書（様式第6号）を交付決定者に交付するものとする。

（補助事業の完了予定期日の変更）

第6条 交付決定者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないため、当該事業の完了予定日を変更しようとするときは、南島原市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金完了予定日変更報告書（様式第7号）を市長に提出し、その

旨を報告しなければならない。

(交付の条件)

第7条 市長は、規則第6条の規定に基づき、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)その他の法令及び関連通知を遵守すること。
- (2) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。
- (3) 取得財産等のうち次のアからウまでに掲げる財産を、市長の承認を受けな
いで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保
に供し、又は取り壊し(破棄を含む。)を行わないこと。
 - ア 不動産
 - イ アに掲げるものの従物
 - ウ 取得財産等の取得価格が単価50万円以上の機械、器具その他の重要な財産
- (4) 前号の取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関
する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間とすること。
- (5) 財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環
境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について(平成20年5月15
日付け環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下この号において「財
産処分承認基準」という。)の例によること。また、財産処分承認基準別添第
4に定める財産処分納付金について、環境大臣又は地方環境事務所長が定める
期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に
応じて民法(明治29年法律第89号)第404条第1項の規定による法定利率により
計算した延滞金を徴すること。
- (6) 補助対象事業の完了によって交付決定者に相当の収益が生ずると認められ

る場合には、市長は、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を交付決定者に納付させることができること。

(7) 発電事業の終了時において、適正な廃棄・リサイクルを実施すること。

(8) 別表に規定するその他交付要件を遵守すること。

(交付の決定の取消し)

第8条 市長は、規則第17条の規定により交付の決定を取り消したときは、南島原市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付決定取消通知書（様式第8号）を交付決定者に交付するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、南島原市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金実績報告書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて当該補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の11月末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業費内訳書（実績）（様式第10号）

(2) 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し

(3) 補助対象設備の設置に係る支払いを証する書類

(4) 補助対象設備の施工後の状況を記録したカラー写真（第4条第7号に規定する施工前写真との対比が可能なもの）

(5) 補助対象設備の設置状況を記録したカラー写真（設置場所及び補助対象設備に貼付された銘板等の表示が分かるもの）

(6) 電力会社の系統との接続契約書の写し

(7) 売電契約書の写し（余剰電力を売電する場合に限る。）

(8) 補助対象設備が直接連携していることが確認できる書類（蓄電池を設置した場合に限る。）

(9) その他市長が必要と認める書類

(補助金の請求及び交付)

第10条 規則第14条に規定する交付額確定通知書を受けた交付決定者は、南島原市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付請求書（兼支払口座振替依頼書）（様式第11号）を提出するものとし、市長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

（自家消費量等の報告）

第11条 交付決定者は、補助事業の完了年度の翌年度1年間に発電した電力量及び自家消費量等の実績について、自家消費量に関する報告書（様式第12号）により、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、発電した電力量及び自家消費量等について、報告させ、又は検査を行うことができる。

（書類の整備保管）

第12条 交付決定者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について第7条第5号に規定する処分制限期間を経過するまでは、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月 日から施行し、令和7年度の予算に係る補助金から適用する。

（南島原市太陽光発電設備設置費補助金交付要綱の廃止）

2 南島原市太陽光発電設備設置費補助金交付要綱（平成22年南島原市告示第62号）は、廃止する。

（失効）

- 3 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条、第8条、第11条及び第12条の規定については、同日以後も、なおその効力を有する。

別表（第3条、第7条関係）

1 自家消費型太陽光発電設備

補助対象者	住宅及び事業所等に自家消費型太陽光発電設備を設置する者
補助対象事業	自家消費型太陽光発電設備を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 国実施要領別紙2の2ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。 2 自家消費型太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。 3 南島原市内に設置されるものであること。 4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
補助金額	1 個人用については7万円／kW、事業者用については5万円／kWとする。（kWは小数点以下切捨て） 2 1件当たりの補助上限額は、蓄電池に係る補助金と合わせて100万円とする。
その他交付要件	1 交付決定前の発注又は契約の場合は、補助金の交付の対象外とする。ただし、補助対象設備を新築し、又は改築する住宅と併せて発注し、又は契約する場合、補助対象設備の工事着手を市の交付決定後に行うものは、補助金交付の対象とする。 2 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は補助対象外とする。 3 導入する自家消費型太陽光発電設備で発電する電力量のうち、個人用にあつては30%以上、事業者用にあつては50%

	以上を自家消費すること。 4 F I T又はF I P制度の認定を取得しないこと。 5 P P A及びリースによる導入は対象としないこと。 6 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJークレジット制度への登録を行わないこと。
--	--

2 蓄電池（1の附帯設備であること。）

補助対象者	住宅及び事業所等に蓄電池を設置する者
補助対象事業	1 の表の自家消費型太陽光発電設備の附帯設備として蓄電池を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 ただし、蓄電池のみの設置は、補助対象外とする。 1 国実施要領別紙2の2ア（イ）に定める交付要件を満たすこと。 2 南島原市内に設置されるものであること。 3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
補助金額	1 蓄電池の価格（円／k W h）の3分の1に相当する額。 ただし、蓄電池の価格（工事費込み・税抜き）は、15.5万円／k W hを上限とする。 2 1件当たりの補助上限額は、1の自家消費型太陽光発電設備に係る補助金と合わせて100万円とする。 ※1,000円未満は切り捨てる。
その他交付要件	1 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は補助対象外とする。 2 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJークレジット制度への登録を行わないこと。

	3 導入する蓄電池の価格が個人は12.5万円/kWh以下、事業者は11.9万円/kWh以下となるよう努めること。
--	--

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

南島原市長 様

南島原市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付申請書

南島原市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金の交付を受けたいので、南島原市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請者	氏 名 (事業者の場合は、名称、役職及び代表者名)	(※)本人が手書き(署名)しない場合は、記名押印してください。		連絡先	
	住 所				
補助対象設備の設置場所					
工事予定	着工予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日	
自家消費型太陽光発電設備	最大出力	(A) kW	太陽電池モジュール公称最大出力合計またはパワーコンディショナー定格出力合計の低い方(小数点以下切捨)		
	補助対象経費 (税抜き)	工事費 ※1	(B)	円	
		設備費 ※2	(C)	円	
	補助金の額 ※3 個人【(A)×70,000円】 事業者【(A)×50,000円】		(D)	円	
蓄電池	蓄電容量	(E) kWh	定格容量の数値を記載(小数点第2位以下切捨)		
	補助対象経費 (税抜き)	工事費 ※4	(F)	円	
		設備費 ※5	(G)	円	
	価格 / kWh	{ (F) + (G) } ÷ (E)	円		
	補助金の額【{ (F) + (G) } × 1/3】 ※3		(H)	円	
蓄電池の仕様の確認(国実施要領別紙2の2ア(イ)に定める仕様)		☐ 適合することを確認しました。 ※確認した場合は☑			
補助金交付申請額【(D) + (H)】			円		
施工業者	名 称			連絡先	
	所在地			担当者	

※1…自家消費型太陽光発電設備の設置に係る費用のみとする。

※2…自家消費型太陽光発電設備の設置に伴う附属設備(蓄電池を除く。)分を含む。

※3…補助金の額は1,000円未満を切り捨てる。

※4…蓄電池の設置に係る費用のみとする。

※5…蓄電池の設置に伴う附属設備(太陽光発電設備を除く。)分を含む。

<確認事項>

以下の事項を確認し、□に✓を入れてください。(全てに✓を入れた場合のみ、補助対象。)

- ☐ 導入予定設備は商用化され、導入実績があること。中古設備でないこと。
- ☐ F I T又はF I P制度の認定を取得しないこと。
- ☐ J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- ☐ 本補助金の交付対象経費と重複して、国の他の補助金等の交付を受けないこと。
- ☐ 導入する太陽光発電設備による自家消費割合を個人は30%以上、事業者は50%以上とすること。
- ☐ 導入する蓄電池の価格が個人は12.5万円/kWh以下、事業者は11.9万円/kWh以下となるよう努めること。
- ☐ 発電事業の終了時において、適正な廃棄・リサイクルを実施すること。

様式第 2 号（第 4 条関係）

補助対象設備により発電する電力の消費量計画書

申請者氏名		
太陽光発電設備出力	kW	
年間発電量見込み	(A)	kWh
年間自家消費量見込み	(B)	kWh
年間売電量見込み	kWh	
自家消費率 (B)／(A)	%	≥ 30%（個人） ≥ 50%（事業者）
	自家消費率は、個人の場合は30%以上、事業者の場合は50%以上とすること。	

様式第 3 号（第 4 条関係）

補助対象事業費内訳書

(単位：円)

補助対象	経費区分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	積算内訳	備考
自家消費型太陽光発電設備	工事費	円	円		
	設備費	円	円		
	計	円	円		
蓄電池	工事費	円	円		
	設備費	円	円		
	計	円	円		
合計		円	円		
補助金額(交付申請額)			円		

様式第4号（第4条関係）

誓約書（申請者用）

- （1）FIT（固定価格買取制度）の認定またはFIP制度の認定を取得しないこと。
- （2）電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- （3）減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- （4）地域住民や南島原市と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- （5）関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- （6）防災、環境保全及び景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めること。
- （7）一の場所において、設備を複数の設備に分割して扱わないこと。
- （8）電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査及び報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- （9）設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- （10）接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- （11）防災、環境保全及び景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止、自然破壊及び近隣への配慮を行うよう努めること。
- （12）関係法令及び条例の規定に従い、補助対象設備を適正に処分すること。
- （13）補助対象設備について、国、県及び市から他に補助金、助成金その他これらに類する交付金を受けていないこと。
- （14）南島原市暴力団排除条例（平成24年南島原市条例第15号）第2条に規定する暴力団または暴力団員等でないことを確認するため、警察署に照会することについて了承すること。
- （15）南島原市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱の規定を遵守し、適切に事業を実施すること。また、万が一、補助金の交付決定の取消しに伴う補助金の返還や、財産処分等により財産処分納付金が発生した場合には、遅滞なく南島原市の指示に従い返還、納付すること。

南島原市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金の交付申請にあたり、上記の項目について了承し、遵守することを誓います。

年 月 日

住所

氏名（事業者の場合は、名称、役職及び代表者名）

（法人を除き、申請者本人が自署してください。）

印

様式第 5 号（第 5 条関係）

年 月 日

南島原市長 様

南島原市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金
（変更・中止・取下げ）承認申請書

先に交付決定を受けた南島原市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金について、補助事業の内容変更、中止又は取下げの承認を受けたいので、南島原市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により申請します。

申請者 (交付決定者)	氏 名 (事業者の場合は、名称、役職及び代表者名)	(※) (※) 本人が手書き(署名)しない場合は、記名押印してください。		連絡先	
	住 所				
補助金の交付決定	文 書 番 号				
	文書発出日	年 月 日			
承認申請の種類	※該当するものに☑ ☐ 内容変更 ☐ 中 止 ☐ 取下げ				
承認申請の理由					
補助金の交付申請額 ※内容変更の場合のみ記載	(変更前)	円	(変更後)	円	

様式第 6 号（第 5 条関係）

年 月 日

様

南島原市長 印

南島原市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金
（変更・中止・取下げ）決定通知書

先に承認申請のあった南島原市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

承認の種類	☐ 内容変更 ☐ 中止 ☐ 取下げ
承認の理由	

この補助金の（変更・中止・取下げ）の対象となる事業及び内容等は 年 月 日付け承認申請書記載のとおりとする。

様式第 7 号（第 6 条関係）

年 月 日

南島原市長 様

南島原市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金完了予定日変更報告書

先に交付決定を受けた南島原市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金について、補助事業の完了予定日を変更したいので、南島原市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により報告します。

交付決定者 （報告者）	氏 名 （事業者の場合は、名称、役職 及び代表者名）	(※) (※) 本人が手書き（署名）しない 場合は、記名押印してください。		連絡先	
	住 所				
補助金の交付決定	文 書 番 号				
	文書発出日	年 月 日			
補助金交付決定額	円				
交付決定時の完了予定日	年 月 日				
変更後の完了予定日	年 月 日				
完了予定日変更の理由 （具体的に記載すること）					

様式第 8 号（第 8 条関係）

年 月 日

様

南島原市長 

南島原市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金
交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した南島原市地域脱炭素に向けた重点
対策加速化事業費補助金について、南島原市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補
助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり交付の決定を取り消したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付決定取消額 円
- 3 取消しの理由

様式第 9 号（第 9 条関係）

年 月 日

南島原市長 様

南島原市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金実績報告書

先に交付決定を受けた南島原市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金について、補助事業が完了したので、南島原市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

交付決定者 (報告者)	氏 名 (事業者の場合は、名称、役職及び代表者名)	(※) (※) 本人が手書き(署名)しない場合は、記名押印してください。		連絡先	
	住 所				
補助金の交付決定	文書番号				
	文書発出日	年 月 日			
設 置 場 所					
日 程	工事着工日	年 月 日	工事完了日	年 月 日	
	支払完了日	年 月 日			
補助金交付決定額		円			
電力会社の電力系統への接続日		年 月 日			

太陽光パネル	公称最大出力合計	kW
	型式(メーカー)	
パワーコンディショナ	定格出力合計	kW
	型式(メーカー)	
	自立運転機能	有 ・ 無
蓄電池	定格容量	kWh
	型式(メーカー)	
余剰電力売電の有無	有 ・ 無	
売電先		

- ※以下の書類が添付されていることを確認し、□に✓をつけてください。
- ☐ 補助対象事業費内訳書(実績) (様式第 10 号)
 - ☐ 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し
 - ☐ 補助対象設備の設置に係る支払を証する書類
 - ☐ 補助対象設備の施工後の状況を記録したカラー写真 (申請時に提出した施工前写真との対比が可能なもの)
 - ☐ 補助対象設備の設置状況を記録したカラー写真(設置場所及び補助対象設備に貼付された銘板等の表示が分かるもの)
 - ☐ 電力会社の系統との接続契約書の写し
 - ☐ 売電契約書の写し (余剰電力を売電する場合に限る。)
 - ☐ 補助対象設備が直接連携していることが確認できる書類 (蓄電池を設置した場合に限る。)
 - ☐ その他市長が必要と認める書類

様式第10号（第9条関係）

補助対象事業費内訳書(実績)

(単位：円)

補助対象	経費区分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	積算内訳	備考
自家消費型太陽光発電設備	工事費	円	円		
	設備費	円	円		
	計	円	円		
蓄電池	工事費	円	円		
	設備費	円	円		
	計	円	円		
合計		円	円		

様式第11号（第10条関係）

南島原市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付請求書
(兼支払口座振替依頼書)

南島原市長 様

請求者 住 所
氏 名 (事業者の場合は、名称、役職及び代表者名)

印

電話番号 ()

南島原市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金額 円
- 2 振 込 先

金融機関名	銀行 組合 金庫								本店 支店・支所 出張所	
口座番号	普通・当座 (どちらかを○で囲む。)									
ゆうちょ銀行	記号				番号					
記号番号			—							
フリガナ										
口座名義										

※申請者名義の口座を記入してください。

様式第12号（第11条関係）

年 月 日

南島原市長 様

自家消費量に関する報告書

先に南島原市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金を受けて設置した太陽光発電設備の発電量及び自家消費量等について、南島原市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により、以下のとおり報告します。

補 助 事 業 の 名 称		南島原市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金		
報 告 者	氏 名 (事業者の場合は、名称、役職及び代表者名)	(※) 本人が手書き(署名)しない場合は、 (※) 本人が手書き(署名)しない場合は、 記名押印してください。		連 絡 先
	住 所			
補 助 金 の 交 付 決 定		文 書 番 号		
		文 書 発 出 日	年 月 日	
補 助 対 象 設 備 の 設 置 場 所				
太 陽 光 発 電 設 備 出 力		kW		
報 告 期 間		年度 (年 月 ~ 年 月)		
期 間 中 の 発 電 量		(a)	kWh	
期 間 中 の 自 家 消 費 量		(b)	kWh	
期 間 中 の 売 電 量			kWh	
期 間 中 の 自 家 消 費 率		%	(b) ÷ (a) で計算	

※ 期間中の発電量及び自家消費量の実績が確認できる書類を添付すること。